



その伐採、いっと待て！



伐採届を提出せず森林を伐採する無届伐採や、森林の所有者に断りなく伐採する無断伐採は、違法になります。

森林を伐採する時は、その森林がある市町村へ事前に伐採届を、伐採後は状況報告を、提出する必要があります！

※1本や数本の伐採であっても、自分の所有する森林であっても必要です

詳しくは、県のホームページをご覧ください。
下記のURLまたはQRコードからアクセスできます。

<http://www.pref.kagoshima.jp/ad06/sangyo-rodo/rinsui/ringyo/keikaku/07002004.html>



防ごう！違法伐採



森林所有者のみなさまへ



★大切な森林を守るのはあなた自身です！

- ◎所有する森林の所在や境界を把握しておきましょう！
- ◎日頃から所有する森林の見回りをしましょう！

★知らないうちに所有する森林が伐採されていたら

- ◎その森林がある市町村や、地域を管轄する警察署へ相談を！

県と県警は連携して、パトロールやチラシの配布による呼びかけなど、違法な伐採の未然防止に取り組んでいます。

発行：鹿児島県環境林務部森林経営課
鹿児島県警察本部生活安全部生活環境課